

令和2年度第2回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
令和2年11月27日（金）午前10時～正午
- ◆ 開催場所
練馬区役所本庁舎9階901会議室
- ◆ 出席者
出席委員4名（会長、ほか3名）
区側出席者4名（文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 議事
1 審議事項
令和2年度登録・指定文化財の答申案の審議
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配布資料
資料1 令和2年度 練馬区文化財保護審議会答申案
資料2 練馬区文化財保護条例
資料3 練馬区文化財登録・指定基準
その他 鴨下家文書分類目録
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
Tel 03-5984-2442

会議の要旨

<会長> 開会の挨拶

<事務局> 会議の成立について

<文化・生涯学習課長> 挨拶

<会長> 事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局> 配布資料と答申案の説明

<事務局>

答申案 指定文化財1「丸山東遺跡出土の片口土器」についての説明

<会長> ご質問、ご意見はありますか。

<委員> 「5 大きさ」の記載について。現状では土器の下部は復元してあるので、復元値を記載しなくて良いでしょうか。

<会長> 答申に写真や図面はつくのでしょうか。

<事務局> 答申には写真や図面はつきませんが、情報公開用の審議会会議資料として、諮問時の資料から開示していますので、諮問時に添付した写真と図は残ります。伝統文化係で保管する指定・登録文化財台帳には、詳細を書いて残しています。

- <会長>美術工芸品では、修補損傷状態とか、どこが後補か、修理された部分かわかるように文章に記載していきますが、練馬区の考古資料の場合はどうでしょうか。もう少し具体的に、図参照とか写真参照とかを入れておくと、わかりやすいと思うのですが、どうでしょうか。
- <委員>残存する高さしか記載がないので、推定の高さを入れて現状がよくわかるようにした方がいいです。実物を見る方がそれを踏まえて見ることができます。
- <会長>残存する高さというのはどこの高さを指していますか。現状の高さか、土器が残っている部分だけの高さなのか。わかりやすいように、具体的にどこが残存していて、どこが復元かわかるように示せますか。現状の高さは、復元高という言葉を使って示した方がわかりやすいです。
- <事務局>確認して「5 大きさ」の中で、復元高を入れ修正します。
- <会長>有形文化財の場合、高さ、幅から記載することが多いですが。考古資料では口径から記載するのでしょうか。
- <事務局>考古資料の報告書記載では、一般的に口径から記述することが多いです。
- <会長>「6 説明 (2) 時期」について。縄文時代前期と記載がありますが、有形文化財の説明書の項目では「時期」ではなく「時代」や「年代」と記載することが多いです。
- <事務局>「時代」に修正します。
- <会長>「6 説明 (3) 丸山東遺跡について」と「6 説明 (4) 特徴」は入れ替えた方がよろしいと思います。今回の指定は、遺跡の面としての指定ではありませんので、いかがでしょうか。
- <事務局>入れ替えまして、文章構成を修正します。
- <会長>「7 指定の理由」ですが、指定の理由はこの土器についての理由になるので、最初に「本土器は」、とか、「本作品は」などを主語にして「縄文時代前期の関山式期に限定的に存在する片口土器である」という文章にまとめてはどうでしょうか。この書き方だと片口土器の価値の説明になってしまいます。
- <事務局>ご指摘いただいた通り、修正します。また、最後の一文に「歴史的または学術的価値が高い」とありますが、「または」ではなく「および」に致します。
- <副会長>「(4) 特徴」の説明文の一文目で、いきなり「関山式土器」と突然でできます。説明が必要だと思います。例えば、後の第4段落目にある関山式土器の説明文を移動して、一般の方に伝わるようにしてはどうでしょうか。
- <会長>関山式土器が何かという説明がないとわかりません。標識遺跡とは何でしょうか。
- <委員>関山貝塚で出た土器が典型例で、その後、色々な地域から出土した似たような土器を、関山貝塚の名前をつけて、関山式土器と呼んでいるということで、関山式土器の典型例が出土した遺跡ということが標識遺跡の意味です。関山式土器の説明の中では、関山貝塚から出た土器を典型例としていて、土器編年の中で縄文前期の指標となっている土器であることが重要な部分なので、その内容が一般にわかりやすいようにした方がいいです。
- <委員>標識遺跡という表現は一般的な用語でしょうか。わかりにくいです。
- <事務局>考古学の用語で使われています。この部分は再検討し、修正します。
- <会長>内容が間違っていなければいいのですが、少しでもわかりやすい文章にしたいところです。よろしく願い致します。
- <委員>特徴の文章は、関山式土器の説明をして、本土器の特徴があって、価値があるという流れで文章を整えるのはどうでしょうか。

<会長>もしくは、本土器の特徴から説明して、関山式土器の説明をする形もありますが、どちらがいいでしょうか。一般には、作品の特徴を説明して、型を説明することが多いのですが。関山式土器の中でも珍しいということをお願いするのであれば、特徴の説明文の最終段落の「関山式土器は（中略）三角形のモチーフが描かれるものもある」、までを関山式土器の特徴として先に説明してしまい、この土器の説明をしていく流れではどうでしょうか。

<事務局>ご指摘の通り、関山式土器が数ある中で本例の片口土器は単純な縄文原体で文様を施文している特徴を記述していく流れに再考します。原体も土器形式の説明については、指定の理由には欠かせない部分ですので、入れておきたいと思います。

<会長>それでは、他にご意見がないようでしたら、次の案件をお願いします。

<事務局>

答申案 登録文化財1「鴨下家文書」についての説明

<会長>ご質問、ご意見はありますか。

<副会長>今回は一括で文化財にしていくということですが、今後の方針はどうされますか。

<事務局>今後も古文書に関しては、一括で文化財にする方針にしたいと思っておりますが、物によって異なりますので、事例ごとに検討していきます。

<委員>「5 説明（4）石神井村関連文書類」の田中同交会の説明書きの中にある「立憲時下」とは、どういう意味でしょうか。

<事務局>資料評価が十分ではないこともありまして、解釈を加えずに資料の原文表記の用語を用いています。

<会長>同じ場所の「風教」の用語も、現代では聞きなれない言葉だと思います。

<委員>一重括弧をつけて、原文の引用として表記しましょうか。

<事務局>一重括弧をつけて原文を引用し、立憲時下以下の文章を修正致します。

<会長>説明が長いので審議が難しいところもありますが、「5 説明（1）概要」に石神井公園ふるさと文化館所蔵とありますが、所有者は練馬区なので、収蔵ではないでしょうか。

<事務局>所有権は練馬区のため、収蔵に修正致します。

<会長>「(3) 水車稼業関連文書類」の中で、「帳簿類には」と始まる文章がありますが、帳簿類が何を示すのかがわかりにくい文章です。また、書き癖の問題ではありますが、「当座帳や注文帳」と始まるので、他の文頭も同じように、〇〇は、と記述を揃えた方が読みやすいです。

<事務局>修正します。「帳簿類には」と始まる文章は「当座帳、(中略)」から始め「(前略)雇人帳等の帳簿類がある」とします。また、文頭の書きはじめを書き揃え、文章を整えます。

<会長>わかりました。同じ「(3) 水車稼業関連文書類」の第2段落に「納品」という言葉が出てきますが、納品とは支払いが終わって品物を納めることを納品というので、この場合は、商品、あるいは、取扱い品目の方が適切ではないでしょうか。

<事務局>納品を商品に修正します。

<会長>続いて、出荷先の地名に現在の23区の地名が出てきますが、現在も変わらない場合は、省略してもよいのではないのでしょうか。

<事務局>そのようにします。

<会長>「6 登録理由」ですが、ここも主語をいれて、大別名を入れてはどうでしょうか。

<副会長>同じ場所で、2~3行目で、地域の歴史・生活の様相と同じ内容が続くので、まとめてしまっただけでしょうか。

<会長>水車営業と言えば、精穀業・製粉業といえるのでしょうか。そうでなければ「精穀業・製粉業」を入れた方がいいです。

<事務局>水車の利用には、針金製造や糸揚げ等もあります。鴨下家の水車は主に精穀業・製粉業ですので、記載するようにします。修正内容を読み上げますと、「本文書類は、明治時代・大正時代・昭和時代初めの水車稼業関連書類、石神井村関連書類、鴨下家の生活に関わる書類から成る。水車を用いた精穀業・製粉業の実態がわかるとともに、地域の歴史や生活の様相も知ることができる。」と致します。

<会長>わかりました。

<副会長>「5 説明 (2) 鴨下家と水車稼業」の中の最後の3文ですが、鴨下水車の廃業した年はわからないのでしょうか。

<事務局>鴨下水車において、水車を稼働していつまで営業していたのか、はっきりとした年代は不詳です。

<会長>水車稼業関連書類としていますので、いつまで水車による営業を行っていたのか書いた方がいいのです。そうでなければ、精穀業・製粉業関連書類とするかという案もあります。

<事務局>水力による水車営業から水車を動力にした機械化、電力による機械化、そして米穀店へと移り変わっていくのですが、今回の書類調査からは確認できておりません。

<委員>大正時代から昭和時代にかけて動力に代わっていくので併用していた時期もあるでしょうから、どこまで水車営業と捉えるかによって違うでしょうし、年代はわからないかもしれません。

<副会長>八成水車の方も、いつまでかわからないのでしょうか。

<事務局>八成水車の書類による記録はありませんが、聞き取り調査の記録がありますので確認し、記載するようにします。

<委員>鴨下水車は、代々受け継がれ、いつまでは水車小屋が残っていた、とまとめるのはどうでしょうか。

<事務局>聞き取り確認をし、伊郷先生に平成26年に調査いただいた水車小屋はいつまで残っていたか確認は出来ますので、記載します。

<会長>では、そちらの3行をもう一度作文して次回ご提示ください。他にご意見がないようでしたら、以上で審議を終了します。続いて、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

次回の文化財保護審議会の日程について説明

<会長>

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。